

議員提出第三十号議案

「社会保障・税一体改革成案」における「受診時定額負担」の導入に反対する  
意見書

平成二十三年六月三十日、政府・与党社会保障改革検討本部は、社会保障・税一体改革成案を正式決定した。その中で提示された社会保障改革の具体案として「受診時定額負担」の導入が提案されている。この「受診時定額負担」の導入はわが国が世界に誇る国民皆保険制度の崩壊につながり容認できない。

「受診時定額負担」は医療機関を受診するたびに現在の定率負担とは別に、外来で受診した患者全てに一〇〇円程度の定額負担を求めるものであり、受診頻度が高い人ほど負担増になる施策である。患者の受診抑制が起こると同時に、受診機会を損なうことで結果的に重症化することが考えられる。そもそもこの「受診時定額負担」は「高額療養費見直しの原資一、三〇〇億円」と抱き合わせて明記されているが、本来は保険料、公費によって賄うべき医療費が、病気で受診した患者からのみ負担を強いるのは相互扶助の精神に反するもので「社会保険制度」からみても大いに問題がある。

また、平成十四年の健康保険法等の一部改正（平成十五年四月施行）で、患者窓口負担を二割から三割に引き上げたが、その附則第二条第一項の「医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする」との規定に反している。今回提案された「受診時定額負担」の導入は、憲法第二十五条第二項、生存権保障における国の責務に背馳しているといわざるを得ない。

よって、国会及び政府におかれては、国民の健康福祉を守る必要性から、「社会保障・税一体改革成案」における「受診時定額負担」を導入しないよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿  
参議院議長 平田健二殿  
内閣総理大臣 野田佳彦殿  
財務大臣 安住淳殿  
厚生労働大臣 小宮山洋子殿